



鳥取県公報

平成 19 年 1 月 12 日 (金)
第 7 8 5 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	土地改良区の役員の退任 (15) (中部総合事務所農林局) 2
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (16) (日野総合事務所県民局) 2
	結核予防法による医療機関の指定 (17) (鳥取保健所) 2
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (18) (〃) 3
	開拓地農業者の経営改善資金の融通要綱の廃止 (19) (経営支援課) 3
	開拓営農振興臨時措置法に基づく営農改善資金の融通要綱の廃止 (20) (〃) 3
	鳥取県農業近代化協力資金利子補助金交付要綱の廃止 (21) (〃) 3
	農業近代化推進資金の貸付利率及び利子補給率の廃止 (22) (〃) 3
	土地改良事業補助金交付規程の廃止 (23) (耕地課) 4
	地域森林計画の決定 (24) (林政課) 4
	地域森林計画の変更 (2 件) (25・26) (〃) 4
	保安林の指定施業要件の変更予定 (2 件) (27・28) (森林保全課) 4
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (3 件) (森林保全課) 6
	土地収用法施行令に基づく公示による通知 (管理課) 14
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (行政経営推進課) 14
	一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 16

告 示

鳥取県告示第 15 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり東郷土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成 19 年 1 月 12 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

退任した役員の氏名及び住所
理 事 山 本 庸 生 東伯郡湯梨浜町大字漆原139
平成18年 9 月18日退任

鳥取県告示第 16 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 3 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成19年 2 月27日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 12 日

鳥取県日野総合事務所長 狩 野 宏

- 1 申請のあった年月日
平成 18 年 12 月 27 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人いんくるサポート
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
東 千春
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
日野郡日南町生山 834-3
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、ソーシャルワークの基本理念に基づいて、広く住民に対し、福祉の向上、人権擁護に関する事業を行い、心身や環境上の障がいにかかわらず、一人一人のニーズに合わせた福祉サービスを提供することで地域福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
事業の種類

鳥取県告示第 17 号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第 1 項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第 2 条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 1 月 12 日

鳥取県鳥取保健所長 長 井 大

名称	所在地	指定年月日
医療法人まつだ内科医院	鳥取市叶 284-1	平成 18 年 12 月 1 日
塩田医院	鳥取市源太 101-1	平成 18 年 12 月 4 日
あおぞら薬局	鳥取市桜谷 367-2	平成 18 年 12 月 25 日

鳥取県告示第 18 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 1 月 12 日

鳥取県鳥取保健所長 長 井 大

名称	所在地	辞退年月日
まつだ内科医院	鳥取市叶 284-1	平成 18 年 11 月 30 日

鳥取県告示第 19 号

昭和 32 年鳥取県告示第 277 号（開拓地農業者の経営改善資金の融通要綱について）は、平成 19 年 1 月 12 日限り廃止する。

平成 19 年 1 月 12 日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第 20 号

昭和 33 年鳥取県告示第 195 号（開拓営農振興臨時措置法に基く営農改善資金の融通要綱について）は、平成 19 年 1 月 12 日限り廃止する。

平成 19 年 1 月 12 日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第 21 号

昭和 37 年鳥取県告示第 572 号（鳥取県農業近代化協力資金利子補助金交付要綱について）は、平成 19 年 1 月 12 日限り廃止する。

平成 19 年 1 月 12 日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第 22 号

平成 8 年鳥取県告示第 248 号（農業近代化推進資金の貸付利率及び利子補給率について）は、平成 19 年 1 月 12 日限り廃止する。

平成 19 年 1 月 12 日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第 23 号

昭和34年鳥取県告示第460号（土地改良事業補助金交付規程について）は、廃止する。

平成 19 年 1 月 12 日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第 24 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、千代川森林計画区に係る地域森林計画を立てたので、同法第 6 条第 6 項の規定により告示する。

平成 19 年 1 月 12 日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第 25 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 4 項の規定に基づき、天神川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同法第 6 条第 6 項の規定により告示する。

平成 19 年 1 月 12 日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第 26 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 4 項の規定に基づき、日野川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同法第 6 条第 6 項の規定により告示する。

平成 19 年 1 月 12 日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第 27 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 1 月 12 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字西谷字大西山978、979の1から979の3まで、宇士師坂山987の1、988の1、988の2、989の3、989の24、989の25（次の図に示す部分に限る。）、989の26、989の27、989の28（次の図に示す部分に限る。）、989の29、989の60、989の62から989の65まで、宇小屋ノ谷998、999の1、1000、宇大松尾1013、1014の1から1014の3まで、1015の1から1015の3まで、1016、宇大ナル1023の20から1023の22まで、1024、1024の1（次の図に示す部分に限る。）、1024の2、1024の3、1024の14、1024の16

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 28 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 1 月 12 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市河原町北村字柚小屋門前口迄934の2（次の図に示す部分に限る。）、934の3、934の105から934の121まで、934の122（次の図に示す部分に限る。）、934の123、934の124（次の図に示す部分に限る。）、934の125から934の127まで、934の128・934の129（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、934の130から934の137まで、934の138・934の139（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、934の140から934の151まで、934の152（次の図に示す部分に限る。）、934の153から934の169まで、934の179から934の185まで、934の188、934の190、934の191

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 1 月 12 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 18 年 12 月 15 日付鳥取県告示第 891 号）の内容
（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

奥田 長藏	岩美郡岩美町大字小田字郷路 417
西垣 静枝	岩美郡岩美町大字小田字ゴフロ 496 の 1
滝尾和市郎	岩美郡岩美町大字小田字東南谷 516
西垣 秋子	岩美郡岩美町大字小田字東南谷 518
上島糸右衛門	〃
田中 藤藏	〃
西垣 秋子	岩美郡岩美町大字小田字東南谷 519
西垣幸太郎	岩美郡岩美町大字小田字西南谷 521 の 1
西垣 肇	〃
滝川 清美	〃
瀧山 賀光	〃
瀧山 歳勝	〃
瀧山 春美	〃
田中 豊春	〃
奥田 長藏	岩美郡岩美町大字小田字西南谷 537

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

横田 音吉	岩美郡岩美町大字長郷字猪ノ谷 241 の 3
横田 富繁	〃
岸本寿太郎	〃
斎藤 熊造	〃
斎藤 守義	〃
勝山 貞藏	〃
勝山 美忠	〃
上山 関藏	〃
上山 定藏	〃
上山 猛	〃
田口 作治	〃
田口 直藏	〃
田口 豊吉	〃
田口 豊藏	〃
田中 くら	〃
田中 シヅ	〃
田中 貫市	〃
田中秀治郎	〃
田中善太郎	〃
田中 房造	〃
田口 昭夫	岩美郡岩美町大字長郷字猪ノ谷 241 の 21
〃	岩美郡岩美町大字長郷字猪ノ谷 241 の 26
田中 榮三	岩美郡岩美町大字長郷字猪ノ谷 241 の 34
岡本 爲藏	岩美郡岩美町大字荒金字荒金 716
加納 一雄	〃
加納 義治	〃
加納 定巳	〃
岩崎 正人	〃
山口 ふよ	〃

山本 久男	〃
山脇 勲	〃
小林 武光	〃
西垣 十藏	〃
西川 幸富	〃
炭山 幹男	〃
池谷千代藏	〃
北村 鹿美	〃
北村 松夫	〃
岡本 爲藏	岩美郡岩美町大字荒金字荒金 716 の 1
加納 一雄	〃
加納 義治	〃
加納 定巳	〃
岩崎 正人	〃
山口 ふよ	〃
山本 久男	〃
山脇 勲	〃
小林 武光	〃
西垣 十藏	〃
西川 幸富	〃
炭山 幹男	〃
池谷千代藏	〃
北村 鹿美	〃
北村 松夫	〃
岡本 爲藏	岩美郡岩美町大字荒金字池谷口 753
加納 一雄	〃
加納 義治	〃
加納 定巳	〃
岩崎 正人	〃
山口 ふよ	〃
山本 久男	〃
山脇 勲	〃
小林 武光	〃

西垣 十藏	〃
西川 幸富	〃
炭山 幹男	〃
池谷千代藏	〃
北村 鹿美	〃
北村 松夫	〃
岡本 爲藏	岩美郡岩美町大字荒金字奥池ノ谷 757
加納 一雄	〃
加納 義治	〃
加納 定巳	〃
岩崎 正人	〃
山口 ふよ	〃
山本 久男	〃
山脇 勲	〃
小林 武光	〃
西垣 十藏	〃
西川 幸富	〃
炭山 幹男	〃
池谷千代藏	〃
北村 鹿美	〃
北村 松夫	〃
岡本 爲藏	岩美郡岩美町大字荒金字奥池ノ谷 757 の 1
加納 一雄	〃
加納 義治	〃
加納 定巳	〃
岩崎 正人	〃
山口 ふよ	〃
山本 久男	〃
山脇 勲	〃
小林 武光	〃
西垣 十藏	〃
西川 幸富	〃
炭山 幹男	〃

池谷千代藏	〃
北村 鹿美	〃
北村 松夫	〃

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え
置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 岩美町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき
森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、
同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 1 月 12 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、
森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変
更予定の告示(平成18年12月15日付鳥取県告示第893号)の内容
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

重信 正明	東伯郡三朝町大字恩地字北ノ谷 343 の 12
重信 正野	〃
新信 さく	東伯郡三朝町大字恩地字北ノ谷 343 の 15
重信 正明	東伯郡三朝町大字恩地字芦谷 406 の 8
重信 正野	〃
山根 祐子	東伯郡三朝町大字久原字西山 147 の 43
安藤 秋義	東伯郡三朝町大字久原字西山 147 の 64

山根 保	東伯郡三朝町大字久原字榎谷 661 の 2
山根 恒造	〃
山根 祐子	東伯郡三朝町大字久原字寺谷 942 の 49
石田 亀吉	東伯郡三朝町大字曹源寺字収平 25 の 14
安本松太郎	東伯郡三朝町大字曹源寺字収平 25 の 21
安本 泰平	東伯郡三朝町大字曹源寺字収平 25 の 24
安本伊瀬蔵	東伯郡三朝町大字曹源寺字収平 25 の 30

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 三朝町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 1 月 12 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 18 年 12 月 15 日付鳥取県告示第 894 号)の内容

(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

妹尾 正治	日野郡日南町笠木字上谷中山 2996
〃	日野郡日南町笠木字上谷中山 2998
〃	日野郡日南町笠木字上谷中山 2998 の 1

西谷 くめ	日野郡日南町笠木字下谷中山 3000 の 2
〃	日野郡日南町笠木字下谷中山 3007
〃	日野郡日南町笠木字下谷中山 3008
〃	日野郡日南町笠木字下谷中山 3009
村上利太郎	日野郡日南町笠木字枯槇場ヶ谷 3011
妹尾 正治	〃
山浦 徳藏	日野郡日南町笠木字生賀野路 3015
妹尾 正治	〃
〃	日野郡日南町笠木字生賀野路 3016
八洲企業株式会社代表者	日野郡日南町新屋字野組 1848 の 13
伊藤 滋夫	日野郡日南町新屋字野組 1848 の 17
濱田 明男	〃
坂本 利之	日野郡日南町菅沢字川西山 110 の 1
〃	日野郡日南町菅沢字川西山 110 の 2
小笠原義雄	〃
小笠原人志	〃
坂本 利之	日野郡日南町菅沢字川西山 112 の 1 (次の図に示す部分に限る。)
濱田 幸	日野郡日南町菅沢字川東山 367
宮本 宏己	日野郡日南町菅沢字深田林 467
青戸 宏幸	日野郡日南町菅沢字秋原山 556 の 2
青戸 敦史	〃
青戸 宏幸	日野郡日南町菅沢字秋原山 556 の 3
青戸 敦史	〃
宮本 宏己	日野郡日南町菅沢字秋原山 556 の 4
青戸 宏幸	日野郡日南町菅沢字秋原山 556 の 6
青戸 敦史	〃
青戸 宏幸	日野郡日南町菅沢字秋原山 556 の 30
青戸 敦史	〃
小澤 哲憲	日野郡日南町菅沢字金屋谷下モノ切 1129
宮本 宏己	日野郡日南町菅沢字源蔵ノ下モノ谷 1194
宮本 宏己	日野郡日南町菅沢字森山 1195
小沢源四郎	〃

小沢馬一郎	〃
宮本 宏己	日野郡日南町菅沢字鉦床ノ上へ 1217 の 2
〃	日野郡日南町菅沢字寺床 1219 の 1
木村 文一	日野郡日南町菅沢字寺床 1220 の 8
〃	日野郡日南町菅沢字寺床 1220 の 16
〃	日野郡日南町菅沢字寺床 1220 の 18
〃	日野郡日南町菅沢字寺床 1220 の 21
〃	日野郡日南町菅沢字寺床 1220 の 36
泰野 虎市	日野郡日南町菅沢字呼子山 2098
段塚長太郎	〃
千代 情藏	日野郡日南町菅沢字呼子山 2100
泰野 虎市	〃
段塚金五郎	〃
段塚長太郎	〃
坪倉近太良	〃
坪倉 善治	〃
泰野 虎市	日野郡日南町菅沢字呼子山 2101
段塚長太郎	〃
西村栄治郎	日野郡日南町菅沢字山ノ神谷 2106
西村亀次郎	〃
西村 もと	日野郡日南町菅沢字山ノ神谷 2109
細田松三郎	日野郡日南町菅沢字山ノ神谷 2110
宮本 宏己	日野郡日南町菅沢字野路山 2116 の 1
西島 理哲	〃
白根 喜平	日野郡日南町菅沢字野路奥 2119

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全

課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 日南町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

土地収用法施行令(昭和 26 年政令第 342 号)第 6 条の 2 において準用する同令第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示による通知をする。

平成 19 年 1 月 12 日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

- 1 通知を受けるべき者の住所及び氏名
兵庫県神戸市長田区長楽町五丁目 3-3 片岡 保夫
- 2 公示事項
高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事(鳥取県鳥取市用瀬町安蔵字宮ノ前地内から同市用瀬町別府字橋向地内まで及び同市河原町佐貫字若桑谷地内から同市河原町佐貫字大星地内まで)に係る土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)第 42 条第 1 項及び第 47 条の 4 第 1 項の規定に基づく平成 18 年 12 月 20 日付けの通知は、受取人不在のため送付することができない。よって、当該通知は、鳥取県県土整備部管理課(鳥取市東町一丁目 220)において保管し、いつでもこれを交付するので、同人は当庁に出頭の上受領されたい。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 12 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達内容
 - (1) 調達件名及び数量
インターネット接続サービス 1 式
 - (2) 調達案件の仕様
入札説明書による。
 - (3) 履行場所
鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁県議会棟別館 1 階
 - (4) 履行期間
平成 19 年 4 月 1 日から平成 21 年 8 月 31 日まで
 - (5) 入札方法
入札金額は、(1)の役務を(4)の履行期間において履行するために要する費用の金額を記載すること。
なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次の(1)から(4)までの要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 18 年鳥取県告示第 162 号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格のうち、役務(情報処理サービス又はその他の区分に限る。)に係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であつて、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請を平成 19 年 1 月 25 日(木)午後 5 時までに 4 の(2)の場所に提出すること。

- (3) 平成 19 年 1 月 12 日(金)から同年 2 月 6 日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号)第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部行政経営推進課

4 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部行政経営推進課行政情報管理室

電話 0857-26-7614

- (2) 競争入札参加資格審査申請書の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成 19 年 1 月 12 日(金)から同月 24 日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時までの間交付する。

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 2 月 6 日(火)午後 2 時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月 5 日(月)午後 5 時までとする。)

鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁第 1 会議室(鳥取県庁本庁舎地階)

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出書類を、4 の(1)の場所に平成 19 年 1 月 31 日(水)午後 2 時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。)第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代え

ることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products

A suite of Internet-access Service

(2) 2:00 PM 31, January, 2007 : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) 2:00 PM 6, February, 2007 : Time-limit for submission of tenders

5:00 PM 5, February, 2007 : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact point for the notice : New Public Management Division

Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570

Japan

TEL : 0857-26-7614

E-mail : gyouseikeiei@pref.tottori.jp

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 12 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 業務の名称

鳥取県警察学校等給食業務委託

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

(4) 履行場所

ア 鳥取市伏野46-5 鳥取県警察学校

イ 鳥取市伏野1738-11 鳥取県警察本部警備部機動隊

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第162号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）のうち、役務のその他の給食業務に係るものを有していること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成19年1月25日（木）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成19年1月12日（金）から同年2月22日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110（内線2225）

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432又は7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成19年1月12日（金）から同月22日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 入札説明会の日時及び場所

平成19年1月23日（火）午後1時30分

鳥取県警察学校合同教室

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平

成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成19年2月22日(木)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月21日(水)午後5時までとする。)

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成19年2月7日(水)午後3時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。